

船橋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の
適正使用に係る基本指針

策定 平成27年8月1日

改正 令和2年2月3日

船橋市環境部環境政策課

目次

第1	趣旨	1
第2	対象範囲	1
1	施設等	1
2	薬剤の種類	1
(1)	農薬	1
(2)	殺虫剤	1
(3)	殺そ剤	1
(4)	殺菌剤	1
第3	基本的事項	1
1	薬剤の使用抑制	1
(1)	発生予防	1
(2)	生息状況の確認	1
(3)	薬剤を使用しない防除	1
(4)	記録・保存	1
(5)	適用除外	2
2	薬剤の適正使用	2
(1)	薬剤使用時の遵守事項	2
(2)	周辺への配慮と安全対策	2
(3)	記録・保存	3
(4)	子ども等への配慮	3
(5)	業務委託	3
3	薬剤の管理	3
4	情報共有	3
5	適正使用の推進	3
第4	適用除外	3
第5	指針の適用	3

船橋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針

策定 平成 27 年 8 月 1 日

改正 令和 2 年 2 月 3 日

第 1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病害虫等の防除等において有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、多くの市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境リスクの低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この指針を定める。

第 2 対象範囲

1 施設等

市が所有又は管理する建物、土地及び樹木、草花等の植物（市がこの指針で定める事項について権限を持たないものを除く。）

2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

第 3 基本的事項

1 薬剤の使用抑制

病害虫等の発生や被害の状況に関わらず、薬剤を定期的に使用し、又は施設等の全体に使用することは、原則として行わないこととする。また、薬剤の使用を極力抑制するため、以下の各号を遵守すること。

(1) 発生予防

日頃から、病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めること。

(2) 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、あらかじめ病害虫等の生息状況調査等により、その発生状況を把握すること。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2) の結果、病害虫等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう努めること。

(4) 記録・保存

生息状況調査等の結果を記録し、5年間保存すること。

(5) 適用除外

- ア シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。
- イ 薬剤を使用した防除等について法令、通知等により別に管理基準がある場合は、これを優先する。

2 薬剤の適正使用

病害虫等の発生による植栽への影響や人への被害を防止するなど、やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 薬剤使用時の遵守事項

- ア 使用にあたっては、まず誘殺・塗布等の散布以外の方法を検討すること。
- イ 次の適切な薬剤を使用すること。また、できる限り微生物農薬等、人の健康や動植物の生息、生育に悪影響を及ぼす可能性の低い薬剤の使用の選択に努めること。
 - (a) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用のある農薬取締法に基づく登録農薬とする。
 - (b) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。
- ウ 薬剤の使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。
- エ 使用する部位又は区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。
- オ 病害虫の発生前に予防的に、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」は行わないこと。
- カ 複数の病害虫に対応する場合でも、有機リン系同士の混用は決して行わないこと。
- キ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。
- ク 食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

(2) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

- ア 薬剤散布に当たっては、事前に施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、薬剤使用者等の連絡先、注意事項等を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。
- イ 薬剤散布は、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に実施するとともに、飛散を低減させるノズルを使用するなど、薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。
- ウ 施設の休館日に実施したり、通勤・通学時間帯を避けたりするなど、曜日・時間帯等に配慮すること。
- エ 立入制限範囲を設定し、立て看板等による表示とともに、ロープ等を張ったり、必要に応じて見張りを立てるなど、散布時及び散布後に立入制限範囲内に薬剤使

用者以外が立ち入らないよう措置すること。

(3) 記録・保存

薬剤の使用日時、場所、対象物、使用薬剤の種類と名称、希釈倍数及び単位面積あたりの使用量等の薬剤の使用状況を記録し、5年間保存すること。

(4) 子ども等への配慮

上記のほか、学校、幼稚園、保育園、通学路、図書館等、子ども等が多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 当該学校等や子どもの保護者等への周知を図ること。

イ 長期休暇中に実施するなど、実施時期や時間帯に最大限配慮すること。

ウ (2) エの措置に当たっては、子どもにもわかりやすい方法に努めること。

(5) 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合は、この指針に沿って業務を行うことを仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。また、仕様書に、“薬剤を年に1回散布する”といった定期散布を行わせる記載をしないこと。

3 薬剤の管理

使用・保管する薬剤は、各種法令等に基づき適正に管理し、関係者以外の者が持ち出せないようにすること。

4 情報共有

効果的な病害虫等の発生予防や防除の方法、各施設における害虫の発生状況などの情報を積極的に全庁で共有することを図る。

5 適正使用の推進

薬剤の適正使用を推進するため、運用解説を作成し周知を図る。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合には、適用しない。

第5 指針の適用

この指針は、令和2年2月3日から適用する。